

■基本構想に掲げる施策分野ごとの基本目標・施策の大綱／施策

基本目標	施策の大綱	基本計画に位置付ける施策
<p>基本目標1 自然きらめくまちづくり (自然)</p> <p>長い年月を経て育まれてきた豊かで美しい自然とその景観を保全し、だれもが自然に親しみ、自然と共存するまちを目指します。</p>	<p>1-1 自然の保全と活用</p> <p>肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畑など、水と緑の豊かな自然の保全に努めるとともに、自然の持つ多面的な機能の維持・強化や美しい自然景観の魅力の向上を図ります。 また、自然やそこに生息する動植物を活用した学習活動の充実、アウトドア活動の活性化やレクリエーション機能の向上などにより、自然の中で学び、楽しむ機会を創出します。 これらの取組を通じて、自然の保全と活用に関する市民意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。</p> <p>1-2 地球環境の保全と環境衛生の推進</p> <p>市が率先して省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者への普及啓発により、低炭素社会の形成を目指します。 また、市民一人一人の身近な環境保全に向けた活動を促進するとともに、地球環境の保全に向けて、地球温暖化問題やごみ問題、公害問題などを対象とした環境教育を実施します。合わせて、市民や事業者・関係団体の意識啓発を図るとともに、各主体と連携した取組を推進します。</p>	<p>施策1 自然の保全と活用</p> <p>施策2 地球環境の保全</p> <p>施策3 環境保全・衛生の推進</p>
<p>基本目標2 文化きらめくまちづくり (教育文化)</p> <p>社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。</p>	<p>2-1 教育の振興</p> <p>確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、個性を生かし可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かな人材の育成を図ります。 また、学校・家庭・地域が連携して協力し合える環境づくりに取り組むとともに、教育施設の耐震化をはじめとする計画的な施設整備を推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保を図ります。 さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域の活性化を図ります。</p> <p>2-2 文化・芸術・スポーツの振興</p> <p>本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげていきます。 また、スポーツイベントやスポーツ施設の充実に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、市民の心身の健康維持・向上を図ります。 これらの取組を通じて、歴史や文化、スポーツを活かした個性ある地域づくりを目指します。</p>	<p>施策4 就学前教育の充実</p> <p>施策5 学校教育の充実</p> <p>施策6 社会教育の充実</p> <p>施策7 文化・芸術・スポーツの振興</p>
<p>基本目標3 安心きらめくまちづくり (医療福祉)</p> <p>保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指します。</p>	<p>3-1 保健・医療の充実</p> <p>保健・医療に関する各種サービスの充実や市民の健康づくり活動の促進により、病気の発症予防・早期発見・早期治療に努めます。 また、「かかりつけ医」による初期医療の充実や質の高い医療サービスの提供、地域医療連携により、医療体制の強化を図ります。 これらにより、健康づくりに関する市民一人一人の意識高揚を図り、市民みんなで健康づくりに取り組んでいきます。</p> <p>3-2 福祉の充実</p> <p>子育て支援から障がい者福祉、高齢者福祉まで、様々な福祉の充実に向けて、情報発信や相談体制を強化するとともに、保育サービスや障がい福祉サービス、介護サービスなど、ニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。 また、だれもが住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、福祉施設の充実や公共施設の総合的なバリアフリー化などによるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。 これらを通じて、市民一人一人が互いに支えあいながら、誇りを持って暮らし続けることができる社会の実現を目指します。</p>	<p>施策8 健康づくりの推進</p> <p>施策9 地域医療体制の充実</p> <p>施策10 地域福祉の充実</p> <p>施策11 子ども・子育て支援の充実</p> <p>施策12 障がい者福祉の充実</p> <p>施策13 高齢者福祉の充実</p>

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

基本目標	施策の大綱	基本計画に位置付ける施策	
<p>基本目標4 活力きらめく まちづくり (産業)</p>	<p>地域の特性を活かした活力ある産業の振興や雇用の創出を図り、だれもが希望を持ち、安心して働けるまちを目指します。</p>	<p>4-1 農林水産業の振興 安全・安心・高品質な農林水産物の生産振興を図るとともに、生産組織や担い手の育成、経営体制の革新の促進などにより、農林水産業の持続的発展を目指します。 また、農林水産業・商工業・観光業の多分野連携、事業者・各種団体との連携により、6次産業化を推進するとともに、大洲産の農林水産物のブランド化を図り、「おおずブランド」の確立と農林水産業の所得の増大を目指します。</p> <p>4-2 商工業の振興 地場産業の振興や企業誘致の推進、創業の支援により、地域産業の活性化を目指します。また、市民生活に密着した店づくりや魅力ある商店街づくりのための環境整備を図り、地域の特性を活かした商店街の活性化に努めます。 さらに、商工業・農林水産業・観光業の多分野連携により、「おおずブランド」商品の開発を促進するとともに、マーケティング力の向上や物流機能の強化など、「おおずブランド」を全国展開する仕組みづくりに努め、地域産業全体の活性化を目指します。 地域産業の活性化や雇用の安定化、就業機会の確保、就労環境の改善などに取り組むことで、若者などの定住促進につなげていきます。</p> <p>4-3 観光業の振興 「うかい」や「いもたき」などの観光行事、「臥龍山荘」や「大洲城」、「明治の家並み」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「河辺の屋根付き橋」などの観光資源の持つ魅力を最大限に発揮しながら、多様化する観光客のニーズに合わせた観光メニューの提供に努めます。 また、インバウンド対策の充実や観光情報発信の強化などにより、国内外からの観光客や交流人口の増加を図るとともに、観光振興から移住・定住の促進につなげていくことを目指します。 さらに、これらの観光に関する様々な取組の包括的なマネジメントに向けて、本市におけるDMOの確立を目指します。</p>	<p>施策14 農業の振興</p> <p>施策15 林業の振興</p> <p>施策16 水産業の振興</p> <p>施策17 商工業の振興</p> <p>施策18 観光業の振興</p>
<p>基本目標5 快適きらめく まちづくり (生活)</p>	<p>移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。</p>	<p>5-1 生活環境の整備 住宅地や道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な生活環境の形成を図るとともに、本市の知名度向上に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。 また、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地の計画的な整備や各地域拠点の機能充実、中山間地における小さな拠点の形成などを行うとともに、地域公共交通網や情報通信基盤の充実などにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。 さらに、歴史的景観や集落景観の保全と市民との協働による景観づくり活動の促進により、美しく住みよい定住環境の整備を図ります。</p> <p>5-2 生活安全の確保 市民の生命と財産を守るため、水害や大規模地震などに対応する防災・減災対策の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成を通じて、市民一人一人の防災意識の啓発に努めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。 また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、交通事故や犯罪被害、消費者被害の無い安全な地域社会の実現を目指します。</p>	<p>施策19 市街地・集落の整備</p> <p>施策20 交通・情報基盤の整備</p> <p>施策21 定住環境の整備</p> <p>施策22 生活安全の確保</p>
<p>基本目標6 人々きらめく まちづくり (協働)</p>	<p>市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、市民・団体・事業者・行政などの協働により、みんなが支えあい活気あふれるまちを目指します。</p>	<p>6-1 市民参加・交流の促進 行政情報の公開や政策形成機会への市民参加の促進、市民活動・地域活動への支援などにより、地域を支える多様な主体の自立と協働によるまちづくりを推進します。 また、全ての市民が地域を支える主体としていきいきと暮らすことができるよう、人権尊重と男女共同参画の推進を図ります。 さらに、活気あふれるまちづくりに向けて、市内各地の地域間交流、国内交流を促すとともに、国際交流の促進による多文化共生社会の実現を目指します。</p> <p>6-2 行財政の健全化 本市が将来にわたって活力を持ち、きらめき続けることができるように、今後大きな負担となり得る公共施設などの最適化と適正な管理や自主財源の確保、広域連携の推進などにより、計画的な行財政運営に努めます。 また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るとともに、事務事業の見直し、行政組織の再編など積極的な行財政改革を推進していきます。</p>	<p>施策23 協働のまちづくり</p> <p>施策24 人権尊重のまちづくり</p> <p>施策25 国内交流・国際交流の促進</p> <p>施策26 行財政の健全化</p>

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

基本目標1 自然の保全・活用

施策の大綱1-1 自然の保全・活用

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）
施策1 自然の保全と活用	<p>本市は市域の7割が豊かな森林に覆われ、肱川流域や中山間に点在する田畑、伊予灘の海岸線など、水と緑の豊かな自然に恵まれています。</p> <p>また、市のシンボルである富士山をはじめとした山々の緑、肱川や河辺川の水辺では、多様な生物が育まれるとともに、伊予灘海岸の景観、大洲盆地の田園風景や中山間地域の農村風景など、美しい風情のある自然景観は市民生活に潤いと安らぎをもたらし、観光客を和ませています。</p> <p>近年は、豊かな自然を活用したアウトドアイベントやレクリエーション活動など、自然の中で様々な活動を行う市民が増えており、市民の環境や景観に対する関心も高まっています。その一方で、生活様式の変化や都市化による河川や海の水質汚濁など、自然への影響が懸念されています。</p> <p>今後は、市民が豊かな自然と触れ合い、潤いのある生活を営めるよう、森林や河川・海岸などの自然の保全と景観の整備が求められています。</p>	<p>市民が美しい自然の中で潤いのある生活を営めるよう、森林の水源涵養機能や多様な生態系の保全・向上、肱川の美しい水辺の利活用、伊予灘や里山などの自然の保全と自然景観の魅力向上を図ります。</p> <p>また、自然を通して市民が心身をリフレッシュし、郷土に対する愛着を育めるよう、市民・事業者と連携して自然を活かした様々な活動機会の充実を目指します。</p>	1 自然の保全と自然景観の魅力向上	<p>①自然・景観の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と連携した自然の保全、自然景観の魅力向上 天然記念物などの保全、景観計画区域内での「景観重要木」指定検討 自然の持つ防災機能の維持・強化 <p>②市民が主体となった活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山公園やフラワーパークの活用、市民と連携した植栽活動の推進などによる花と緑のまちづくりの推進 一斉清掃など環境美化の取組の促進
			2 肱川の清流保全と水辺環境の保全	<p>①水辺環境の保全に向けた活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「肱川水系水質改善事業全体計画」に基づく取組の推進 清流保全の市民意識の啓発、市民による清掃活動の促進 学校、公民館など教育機関と連携した環境教育や地域ぐるみの郷土美化活動の推進 <p>②美しく豊かな川づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大洲市生活排水処理基本計画」に基づく汚水処理の概成、ダム機能の向上などによる河川や海の水質改善 生物の生息・生育・繁殖環境としての維持・保全
			3 自然とふれあう場や機会づくり	<p>①自然とふれあう場や機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育・生涯学習などを通じた自然の中での地域活動の展開、自然を活用した交流人口拡大の促進 自然の魅力を活かした公園・広場などの整備・充実 鹿野川湖に飛来するオシドリの調査と観光への活用検討

施策の大綱1-2 地球環境の保全と環境衛生の推進

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）
施策2 地球環境の保全	<p>石油をはじめとした化石燃料の消費によるエネルギーの大量生産・大量消費により、地球温暖化は深刻さを増しており、今や人類の生存基盤に影響を及ぼす極めて深刻な環境問題の一つとなっています。また、地球温暖化により、洪水や豪雨などの自然災害の激化、感染症や熱中症などの健康被害の増加、農作物の生産性の低下、海面の上昇、生態系の異変などの影響も懸念されているところです。</p> <p>そのような中、本市でも、平成26（2014）年に「第三期大洲市地球温暖化対策実行計画」を策定し、低炭素社会の形成促進に向けて啓発活動や二酸化炭素の排出抑制に努めてきました。</p> <p>今後は、より良い地球環境を未来に引き継ぐために、市民、事業者及び行政が連携して、限られた資源を適正に使用するとともに、自然資源の活用や環境の保全に向けた取組を一層充実していく必要があります。</p>	<p>将来に向けた持続可能な社会の構築と安全な地球環境を引き継ぐために、市民・事業者・行政が一体となって、人と自然が共生できる資源循環型社会の形成に向けた取組を強化します。</p>	1 地球温暖化防止と省資源化	<p>①地球温暖化の防止と省資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大洲市地球温暖化対策実行計画」に基づく市の省エネ・グリーン購入、環境物品の調達などの推進 低炭素社会に向けた取組の周知・公表 「大洲市地球温暖化対策実行計画・区域施策編（市民・事業者の責務を示す計画）」の策定検討、市民・事業者との一体的な取組の促進 環境保全に向けた意識高揚
			2 新エネルギーの活用	<p>①新エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入普及に向けた取組の促進

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策3 環境保全・衛生の推進	<p>国では、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成 25（2013）年には「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定するとともに、コスト分析手法や適正な処理システム構築の考え方などを示した「3つのガイドライン」の見直しを行っています。今日まで、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」が推進され、近年は、「循環型社会構築」に向けた取組が全国的に広がっているところです。</p> <p>本市では、循環型社会の構築に向け、ごみの分別・リサイクルを推進してきた結果、資源ごみの安定した収集量を維持しており、各地域では環境美化活動が活発に行われています。</p> <p>しかしながら、市民1人あたりの1日平均ごみ排出量は、平成 23（2011）年度までは減少傾向にありましたが、平成 24（2012）年度以降はほぼ横ばいとなっており、今後は、さらなるごみの減量化とリサイクルに向けた分別の徹底、各種環境対策の推進が必要です。</p>	<p>市民・事業者と連携し、快適で安全な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化・再利用・再生利用など資源の有効利用に努めます。</p>	1 ごみの減量化・処理体制の整備・不法投棄の防止	①ごみの回収・処分・処理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの普及・啓発、ごみに関する広報や環境教育の充実 ・分別収集・資源回収体制の充実 ・環境センターにおける廃棄物処理の適正化、「ごみ処理施設整備基本構想」の策定と施設の維持管理、環境センター周辺の環境保全 ・「生ごみ処理容器等設置事業」などによるごみの減量化・資源化の促進
			②ごみの不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・「不法投棄禁止」の看板設置や警察・地域と連携したパトロールの実施、不法投棄防止対策の充実 ・不法投棄者に対する行政指導の徹底。 	
			2 し尿処理体制の確保	①し尿処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の推進によるし尿処理の効率化 ・し尿処理施設「清流園」の効率的・効果的な運用と維持管理 ・合併処理浄化槽の適正管理、家畜ふん尿の適正処理の指導強化
			3 公害の防止と公害発生時の措置	①公害発生の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の指導及び水質・大気・土壌の汚染などの監視 ・工場立地に対する公害防止協定の締結 ・市民、事業者、関係機関との連携による環境保全の取組の推進、公害に関する相談体制の充実
			②公害発生時の適切な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・公害発生時の事業所などへの立ち入り検査・指導 	

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

基本目標2 文化きらめくまちづくり

施策の大綱2-1 教育の振興

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）
施策4 就学前教育の充実	<p>近年の地域社会は、核家族化の進行と少子化に伴う子どもの減少が大きな問題となっており、子ども同士の遊びをはじめ、子どもと高齢者や地域の人々とのふれあい、自然体験やものづくりの体験など、子どもたちが生活の中で学ぶ機会が減少しています。このような地域社会の変化やライフスタイルの変化、地域への愛着や連帯意識の希薄化などに伴う家庭や地域の教育力低下も懸念されています。</p> <p>就学前教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な教育であり、子どもの頃からの多様な学びや地域での体験を通じて、郷土への愛着を育みながら、だれもが地域社会の一員として活躍していくための基礎となる教育として充実していくことが必要です。</p> <p>今後も、子どもの頃から家庭や地域における生活の中で、豊かな自然・文化にふれる機会の充実を図るとともに、保育所・幼稚園の連携、さらには小学校との連携により就学前教育を充実していくことが求められています。</p>	<p>地域の未来を担う子どもたちが生き生きと育つよう、家庭や地域での幼児教育の充実を促進するとともに、就学前教育の充実や幼・保・小の連携強化を目指します。</p>	1 保育所・幼稚園における教育の充実	<p>①幼・保・小連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・教諭の相互交流の促進、行政組織間での合同研修の実施などによる教育内容の充実 ・児童の小学校への円滑な移行に関する対策 ・幼稚園における子どもの預かりの強化 ・認定こども園の整備推進 <p>②読書機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ブックスタート事業」や読みきかせの実施
			2 家庭や地域との連携強化	<p>①家庭や地域との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域と保育所・幼稚園の連携強化による家庭や地域の教育力の向上、地域ぐるみでの子育て環境の向上 ・子どもの身近な遊び場の充実、子どもの地域内交流や様々な体験機会充実による学びの機会の提供 ・子育て情報の提供と楽しい学習機会の充実 ・保護者による子育てサークルの設立や自主的な活動の支援

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策5 学校教育の充実	<p>近年、少子高齢化や地域コミュニティの衰退が進むとともに、児童・生徒の学ぶ意欲や体力の低下、生活習慣の乱れなど、教育に関わる課題は多様化・複雑化しています。これらの課題に対応するため、平成27（2015）年に策定した「大洲市教育大綱」では、「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、本市の教育の発展と充実に努めることとしています。</p> <p>本市では、市内の小中学校などの統廃合が進み、現在は市立小学校が13校、市立中学校が9校となっています。今後もさらなる児童・生徒数の減少が予想され、互いに切磋琢磨する力や社会に適応する力、学びや遊びの環境づくりに課題が生じています。また、地域社会における核家族化やライフスタイルの多様化により、地域への愛着や連帯意識の希薄化と、地域の教育力低下も懸念されています。</p> <p>今後は、これまで以上に家庭や地域、各学校、教育委員会などの役割分担と連携強化を促し、学校教育の充実を図るとともに、大洲市教育大綱の基本理念である「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を目指し、社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ児童・生徒を育てていくことが必要です。</p>	<p>本市の将来を担い広く各分野で活躍できる人材の育成を目指し、児童・生徒の確かな学力の向上・定着、郷土を愛する心の醸成、健康習慣の確立と体力の向上、豊かな人間性の育成を目指すとともに、児童・生徒の学びを支える教育環境の確保に努めます。</p>	1 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	①学力及び体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査結果の活用、教職員の指導力の向上 ・ゆとりを持って学び、教えることができる教育環境の確保 ・学校における子どもの読書活動の推進 ・スポーツの習慣化や社会体育との連携、児童・生徒の体力づくり
				②豊かな人間性の育成と人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の教科化に伴う指導計画の見直し、人権・同和教育の充実 ・「日本陽明学の祖・中江藤樹」の教えを活かした学校教育の推進、中江藤樹ゆかりの滋賀県高島市との交流促進
				③安全・安心な学校給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「大洲市学校給食センター」を核とした質の高い学校給食の提供と食育活動の推進、学校給食における「地産地消」の推進 ・学校給食施設の適切な運営
			2 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成	①郷土を愛する心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携したキャリア教育の推進 ・中学生版歴史副読本などの活用、郷土の文化や自然を愛し、継承しようとする意識の醸成
				②世界で活躍する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における英語指導や外国語活動の充実 ・中学生の海外派遣、国際理解教育の推進 ・子どもたちのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上
			3 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進	①特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センターの設置に向けた体制強化、特別支援教育の充実 ・「おおずふれあいスクール」における不登校児童・生徒への対応、学校復帰の支援
			4 子どもと向き合う教育環境づくり	①生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「大洲市いじめ・不登校等対策協議会」や「いじめ STOP 愛顔の子ども会議 in おおず」の開催 ・学校へのメンタルサポーターやハートなんでも相談員の配置
				②安全・安心な学校づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域を巻き込んだ防災活動の推進、地域全体での防災力向上の促進 ・地域との連携による防犯体制の強化、交通安全指導の徹底
				③これからの学校教育システムの在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育やコミュニティスクール、学校施設の地域への開放などの検討
			5 学校施設・設備・環境の充実	①学校施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「大洲市立学校施設整備計画」に基づく耐震基準に満たない学校施設の耐震対策、老朽改修の計画的な実施 ・学校のICT環境の充実
②通学環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの更新、充実の検討 				

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）
施策6 社会教育の充実	<p>人口の減少や少子化・核家族化の進行、コミュニティの希薄化など社会の変化に伴い、社会教育活動や生涯学習活動への参加者は微減の傾向にあります。それに伴い、コミュニケーションが苦手な青少年や家庭環境・生活環境・就労の実態などに課題を持つ青少年が全国的に増加しつつあります。</p> <p>しかし、社会の変化や市民の意識・価値観の多様化の中で、様々な体験や交流、職業意識や能力を高めるための学習の場や機会の充実、環境・文化・産業に関わる学習など、新たな社会教育のニーズはますます高まっています。</p> <p>このような中、本市では、大洲市立図書館の機能充実をはじめ、公民館や博物館などを活用し、学習機会の提供と市民の自主的な学習活動の支援に努めてきました。</p> <p>今後は、子どもから、青少年、中高年、高齢者に至るまで、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深め、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指して、気軽に参加できる学習の場や趣味活動の機会の充実、地域内交流や地域活動への積極的な参加の促進などに取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>市民一人一人が心豊かに充実した生活ができるよう、それぞれのライフスタイルに合わせた学習機会や情報の提供や、民の自主的な活動の支援などに努め、学校・家庭・地域における社会教育の充実を図ります。</p>	1 青少年の健全育成	①青少年の健全育成 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の生活指導・補導活動の強化、青少年健全育成推進協議会の活動支援 ・学校・家庭・地域との連携による子どもの居場所づくり ・家庭教育支援チームによる青少年の健全育成に関する情報提供や支援活動の充実 ・「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」の普及 ・温かな家庭・地域づくりを目指す
			2 社会教育事業の推進	①多様な学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や時代に即したテーマを扱う講演会の開催、科学技術に関するイベントの開催、パソコン教室や各種講座の充実 ・家庭における読書活動の啓発、読書に親しむ子どもの育成 ・連合婦人会やPTA連合会などの活動支援
			②公民館・図書館・視聴覚センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動の支援（祭りや郷土芸能の保存などの支援）、地域コミュニティの活性化、地域固有の文化の伝承支援 ・多様な学級講座を開設、人権・同和問題に関する学習機会の充実 ・大洲市立図書館における図書の充実、郷土資料の保存、読書啓発 ・図書館分館における図書館機能及び図書の充実 ・視聴覚教材の充実
			3 社会教育施設・設備の充実	①社会教育施設・設備の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の長寿命化、設備の充実 ・老朽化した公民館の改築などの検討 ・社会教育施設の管理・運営におけるNPOや地域団体の参画、図書館ボランティアの活用などに関する検討

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

施策の大綱 2-2 文化・芸術・スポーツの振興

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）
施策 7 文化・芸術・スポーツの振興	<p>成熟社会を迎えた現在、余暇時間を主体的に使いながら、芸術・文化・スポーツに親しみ、心身ともに豊かに、健やかに暮らしたいという人々が増えてきています。</p> <p>本市では、旧城下町である肱南地区を中心とした「伊予の小京都」と呼ばれる町並み、「うかい」や「肱川のいもたき」などの文化、「青島の盆踊り」などの伝統芸能、「大洲城跡」、「如法寺仏殿」、「臥龍山荘」、「長浜大橋」、「坂本竜馬脱藩の道」などの文化財について、保存・整備や活用に取り組んでおり、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めています。</p> <p>一方、スポーツについては、各種スポーツ大会や各地域での体育行事を充実するとともに、肱川でのカヌー教室や鹿野川湖でのボート競技など、地域の特性を活かしてスポーツを振興してきました。さらに「スポーツをする」ばかりでなく、「観る」という体験を通じて、プロスポーツなどを活用した地域活性化も進めています。</p> <p>今後は、拠点施設の整備などにより芸術・文化活動やスポーツ活動の機会のさらなる充実を図るとともに、市民の自主的な活動への支援を強化し、市民が気軽に多様な芸術・文化・スポーツに親しむことができる、文化の薫る明るく活力のあるまちづくりへつなげていく必要があります。</p>	<p>心身ともに豊かで、健やかな暮らしの確保に向けて、文化・芸術・スポーツ活動を支援するとともに、本市の文化や文化財、伝統を活かした「文化の薫り豊かなまちづくり」、スポーツ活動を通じた「明るく活力のあるまちづくり」を目指します。</p>	1 文化・芸術の振興	①文化・芸術活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 講演会、文化祭、音楽祭の開催など芸術・文化の鑑賞機会の提供 文化・芸術団体及び地域の伝統文化の保存・伝承活動の支援 文化・芸術活動に関する市民意識の高揚
			②文化財の調査と保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> 既存文化財の再整理と新たな文化財発掘のための調査研究の推進 「大洲市歴史的風致維持向上計画」に基づく歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりの推進 各地域の民俗芸能保存活動の支援、地域の歴史・伝統・文化の伝承
			③文化事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 博物館における資料の充実、施設の設備充実 常設展の魅力向上と特別展などの開催、特別展示室の有効活用 博物館における学習講座の開催や史談会活動の支援、市民の歴史・文化の研究活動の促進や地域の愛着醸成 市民会館におけるイベントの充実、市民や事業者による発表会などの機会充実
			④文化施設などの維持・更新	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した博物館の維持管理と建替え・新築移転等の検討 老朽化した市民会館の維持管理と建替え・新築移転等の検討
			2 スポーツの振興と健康・体カづくりの推進	①スポーツイベント・地域スポーツの充実 <ul style="list-style-type: none"> スポーツの普及と生涯スポーツの振興、市民の体力向上・健康増進に向けたスポーツイベントの充実とスポーツ大会の誘致 各支所及び公民館におけるスポーツ行事の充実、地域のスポーツサークルの育成、学校体育施設の開放と利用促進
			②スポーツ団体・指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域のスポーツ団体などの指導・育成、スポーツ推進委員の資質向上 スポーツ少年団活動の充実、スポーツ指導者や将来の地域スポーツリーダーの養成
			③社会体育施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会体育施設の計画的な維持管理・更新、設備の充実、利用者サービスの向上
			④プロスポーツを活用した地域振興	<ul style="list-style-type: none"> プロスポーツを通じた地域活動の支援、地域の活性化 当市開催の愛媛MPや愛媛FC公式戦の観客動員、特産物販売を通じた本市の情報発信

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

基本目標3 安心きらめくまちづくり

施策の大綱3-1 保健・医療の充実

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）
施策8 健康づくりの推進	<p>生活習慣病による健康問題や高齢化に伴う介護の問題の増加、ストレスによる心の病気などが大きな社会問題となっています。</p> <p>本市では、平成25（2013）年に「あなたが城主！健康おおずく健康日本21大洲市版計画書＞第2次計画」を策定し、時代の変化や国の制度改正を踏まえながら、新たな健康課題に沿った健康づくりを関係機関などと連携しながら推進しています。</p> <p>今後も自主的な健康づくりの推進と壮年期の病気・早世の減少、健康寿命の延伸を目標に、すべての人たちが「いきいきとふれあいながら、自分らしく暮らすことができる大洲」を実現するために、市民が一体となった健康づくり運動を進めていくことが必要です。</p>	<p>市民一人一人が、「健康づくりはわたしが主役」という健康意識を高め、自分らしく生活できるように、各種保健サービスを充実するとともに、市民の健康づくり活動を推進します。</p>	1 市民の健康づくりの支援	①各種健診の充実と健康づくりの意識高揚 <ul style="list-style-type: none"> 健康教育や生活習慣改善のサポート、各種健診の普及啓発による病気の早期発見・早期治療の促進 歯周病検診による歯周病の早期発見、虫歯予防の意識高揚 市民の健康意識の啓発 心の病気に関する情報提供、見守りや相談体制の充実 感染症の知識の啓発、接種率の向上 ②食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「第2次大洲市食育推進計画」に基づく食育の充実、伝統的な食文化の継承 ③健診データの管理・活用 <ul style="list-style-type: none"> 各種健診データの活用による地域や世帯の健康課題の明確化、対象にあった効果的な健康づくりの推進
			2 病気の早期発見・早期治療の促進	①病気の早期発見・早期治療の促進 <ul style="list-style-type: none"> 特定健診・がん検診の受診率向上 健診後の結果説明会や要医療者への個別フォローの強化
			3 健康づくりの体制整備	①健康づくりの体制整備 <ul style="list-style-type: none"> 各種関連計画の見直しと健康づくりや介護予防活動の推進 保健師や看護師、管理栄養士などの確保と育成 保健推進員や食生活改善推進員などの活動支援
施策9 地域医療体制の充実	<p>高齢化の進行や医療技術の進歩、医療ニーズの多様化、国の医療制度の改正など、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。地域の医療確保においては、救急医療、周産期医療及び小児医療が課題であり、これらに対応した医療体制の構築が求められています。一方、近年では、全国的な医師不足や診療科の偏在、地域による偏在など、地域医療の現状は依然として厳しい状況にあります。</p> <p>本市には、平成26（2014）年度末現在で、病院6カ所、診療所61カ所、歯科診療所26カ所があります。全国的な傾向と同様、市立大洲病院においても医師不足であり、地域医療の確保は厳しい状況となっています。この他、各診療所施設と設備の老朽化のため、診療所施設の更新や医療機器の更新・整備が必要となっています。</p> <p>また、だれもが安心して医療を受けられる制度として重要な役割を担う「国民健康保険制度」においては、少子高齢化の進行、生活習慣病の増加などにより、その運営が厳しくなっています。さらに、「後期高齢者医療制度」についても、高齢者の増加などが影響し、医療保険制度を取り巻く状況は大きく変化しています。</p> <p>今後は、安定的な医師の確保、医療設備の計画的な更新、山間部などにおける地域医療の確保などにより地域医療体制を強化するとともに、医療費や給付費の適正化など、国民健康保険制度・高齢者医療制度の適切な運営が必要です。</p>	<p>市民だれもが安心して生活できるように、各地域の「かかりつけ医」による初期医療の充実、質の高い医療サービスの提供、救急医療体制の強化に努めます。また、受診の適正化や医療費の抑制、国民健康保険税の収納率の向上に努め、制度の健全な運営を図ります。</p>	1 地域における医療の確保	①地域における医療の確保 <ul style="list-style-type: none"> 「かかりつけ医」の体制づくりと医師の安定的な確保対策 診療所施設の維持・更新や医療機器の効率的な整備 医療機関と連携した在宅療養対策の検討 ②市立大洲病院の充実 <ul style="list-style-type: none"> 医師の安定的な確保や病診連携・病病連携の促進 効率的で安定した経営基盤確保
			2 緊急医療体制の充実と高度専門医療機関との連携	①緊急医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 県等と連携した初期・2次・3次緊急医療体制の充実 県や周辺市町村との広域連携や機能分担による救急医療体制の維持対策の検討 ②救急・救命処置体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等へのAEDの設置・維持更新 消防署との連携によるAEDの使用手法や応急手当の普及啓発 単身高齢者などへの緊急通報装置の普及、見守り体制の確立
			3 国民健康保険制度の安定化	①国民健康保険制度の安定化 <ul style="list-style-type: none"> 制度充実の要望、納付相談の充実、収納率向上の取組 各種健診による病気の重症化抑制、医療費の抑制対策
			4 高齢者医療制度の安定化	①高齢者医療制度の安定化 <ul style="list-style-type: none"> 収納率の向上に向けた納付方法の改善などの検討 広域連合などとの連携強化による医療費の適正化

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

施策の大綱 3-2 福祉の充実

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策10 地域福祉の充実	<p>少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、従来の地域社会が持っていた相互扶助機能の弱体化、人と人のつながりやお互いにささえあうといった考え方の希薄化などが指摘される中、改めて地域の役割が見直されています。</p> <p>このような中、本市では、社会福祉協議会が中心となって、独居高齢者のつどいやふれあい食事サービス、見守り活動などの地域福祉活動が活発に行われています。</p> <p>今後は、子どもから高齢者まで、また、障がいのある人など市民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各地域で互いに助けあう体制を整備することが必要です。また、市全体での様々な分野のボランティア登録者の育成、各種団体の活動促進、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、生活保護世帯などへのニーズに応じた支援が求められています。</p>	<p>人にやさしく、ともにささえあう福祉のまちづくりに向けて、市民の様々な地域福祉活動の促進やユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。</p> <p>また、生活保護世帯などの生活の安定と自立の促進を図るため、ニーズに応じた各種支援の充実に努めます。</p>	1 福祉活動の促進	①市民の福祉活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉計画」の策定検討 地区社会福祉協議会を中心とした地域団体・住民との連携による地域福祉活動の支援 地域福祉の学習・体験機会の充実、地域福祉に関する意識の醸成
				②福祉ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民のボランティア活動の促進、ボランティア団体や個人の相互の交流の促進 ボランティア体験や講座によるボランティアの育成
			2 ユニバーサルデザインのまちづくり	①ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や公共交通機関・公共施設などの一体的・総合的なバリアフリー化の推進 ユニバーサルデザインのまちづくりの促進
			3 生活保護世帯などの相談・指導体制の充実	①生活保護世帯などの相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者などへの各種資金貸付制度の周知・活用による安定的な生活に向けた支援 生活保護の相談・申請開始段階における助言指導や実態把握調査の充実、適切な制度運用
				②生活保護世帯などの自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークなどと連携した生活保護世帯などの就労実態の把握、就業相談、指導、能力開発の促進 生活保護世帯などに対する相談・指導体制の強化 事業主に対する退職金・年金制度などへの加入の啓発
施策11 子ども・子育て支援の充実	<p>近年、全国的に出生数の減少が続き、少子化の傾向が顕著となっています。少子化が進むと、子ども同士のふれあいが減少し、子どもの健全育成の支障となるだけでなく、若年労働力の減少による地域の活力低下など、様々な影響が懸念されています。</p> <p>一方、子育てに係る経済的負担の増大、核家族化の進行による父母のみで子育てを行わざるを得ない世帯の増加、ひとり親世帯の増加、保護者同士の交流機会の減少など、家庭の子育てにおいて、様々な問題が発生している状況にあります。</p> <p>本市も全国と同様、少子化やひとり親家庭の増加が進んでいます。また市民からは、結婚や子育て支援に必要な取組として、交流や出会いの機会の提供、安定した雇用の供給、子育てに関する経済的支援などが求められている状況にあります。</p> <p>今後は、子育て環境の充実に向けて、若者の定住や雇用の安定化、男女の交流機会の充実などを促進するとともに、子育て相談や情報提供の充実、保育サービスの充実、若い子育て家庭やひとり親家庭への各種支援制度の推進を図ることが必要です。</p>	<p>若い世代などが安心して子どもを産み育てられる地域づくりに向けて、出会いから結婚・出産・子育てまで、切れ目の無い支援を図りながら、子育て環境の充実を目指します。また、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、支援体制の強化と支援の充実に努めます。</p>	1 出会い・結婚・出産の支援の充実	①結婚・定住対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した若者の出会いの機会創出 結婚支援と合わせた雇用機会の充実、子育て世代の定住促進
				②出産前後の医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 不妊に対する啓発や特定不妊治療費の助成、妊婦健診の充実 子育てに関するワンストップ窓口の設置、育児不安の軽減
			2 多様な子育て支援・保育サービスの充実	①心身の健やかな成長の促進	<ul style="list-style-type: none"> 「母子保健事業」の充実、乳幼児～青少年～成人までの系統的な健康づくりの推進 児童虐待の予防、要保護児童の早期発見・対応に向けた体制整備 多子世帯に対する保育所・幼稚園保育料の軽減、「子ども医療助成制度」の利用促進・制度拡充の検討
				②保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の設置など、多様な保育サービスの提供体制づくり 老朽化する保育施設の計画的な整備 保育士などの確保対策、病児・病後児保育の充実 放課後の子どもの預かり充実、育児と仕事の両立支援などの推進
			③地域での子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンターや地域子育て支援センターの充実、育児サークルの育成 子どもの遊び場や居場所の確保対策 	
			3 ひとり親家庭などへの支援	①ひとり親家庭などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 「ひとり親家庭医療費助成制度」の充実、各種の貸付制度などの周知徹底・利用促進 ひとり親の相談・指導・支援体制の強化、自立・就労支援の充実

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字・部会・委員会後の修正 ピンク字・その他修正

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）		
施策12 障がい者福祉の充実	<p>障がい者の積極的な社会参加による「地域社会における共生」の実現を目指し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25（2013）年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、障害福祉サービスの充実強化など、新たな障害保健福祉施策が講じられることとなりました。また、平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、「合理的配慮」の提供が義務化されるなど、障がい者を取り巻く状況は大きく変化してきています。</p> <p>本市では、これまで、平成27年に「大洲市障がい者計画（改訂版）」と「大洲市障がい福祉計画＜第4期＞」を策定し、障がいのある人の安心な暮らしを支える取組を展開してきました。</p> <p>今後は、国における障がい者施策の動向、地域における福祉サービスのニーズや利用状況などを踏まえ、各種サービスや就業支援の充実、地域でのノーマライゼーション（障がいのある人もない人もともに暮らす社会）理念の啓発など、障がい者福祉の充実に取り組むことが必要です。</p>	<p>ノーマライゼーションの実現に向けて、住みなれた地域で自立し、誇りを持って生活できるよう、各種サービスや障がい者福祉施策の充実を図ります。また、障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、情報提供・相談体制の充実や就労支援などを進め、支援の環を広げていきます。</p>	<p>1 障がいのある人の保健・福祉サービス</p> <p>2 障がいのある人の自立生活支援</p> <p>3 障がいのある人の社会参加支援</p>	<p>①総合的な障がい者施策の推進</p> <p>②障がい児対策の充実</p> <p>③地域での障がい者支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の一元化の検討、総合的な障がい者施策の推進 相談体制の充実、在宅介護や地域でのサービス提供体制の充実 乳幼児健康診査などによる健康増進、障がいの早期発見対策 特別支援連携協議会の強化、相談しやすい体制の確保など、切れ目のない支援の実施 精神保健に関する相談体制の充実、生活支援などの充実、地域生活移行の促進、災害時などへの備えの強化 障がい者の虐待防止、虐待発生時の迅速な対応と支援 	
	施策13 高齢者福祉の充実	<p>全国的に高齢化が加速する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。これに伴い、介護保険制度の改正が進み、平成29（2021）年度からは介護予防訪問介護等が「介護予防・日常生活支援事業（以下、「総合事業」という）」に移行され、総合的な介護サービスの提供が求められることとなりました。また、地域の中では、独居老人や認知症高齢者への対応、高齢者の社会参加の促進等が求められています。</p> <p>本市では、高齢化率が平成27（2015）年10月現在で32.8%に達しています。これまでは、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターの整備など、高齢者福祉サービスの提供体制の整備を進めてきました。</p> <p>今後は、介護保険制度の改正に即応しながら、総合的な介護サービスの提供体制を充実させるとともに、地域の特徴に合わせた福祉施策の展開、高齢者の社会参加活動の促進などに取り組む必要があります。さらに、高齢者福祉の一環として、国民年金制度などについても、適切な運用を図っていく必要があります。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるため、総合的な介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者の地域活動や就業機会の提供などにより、健康づくりや生きがいづくり、社会参加活動を促進します。</p> <p>また、高齢者に向けた安定的な社会保障の提供のため、「国民年金制度」、「介護保険制度」などの安定的な運用を目指します。</p>	<p>1 高齢者の健康づくりと地域包括ケアシステムの構築</p> <p>2 介護サービス提供体制の充実</p> <p>3 高齢者の自立した生活や社会参加の支援</p> <p>4 高齢者の社会保障制度の安定化</p>	<p>①高齢者の日常的な健康づくり</p> <p>②地域包括ケアシステムの構築</p> <p>①サービスや情報の提供体制・相談体制の充実</p> <p>②介護関連施設の充実</p> <p>①高齢者の自立した生活や社会参加の支援</p> <p>①高齢者の社会保障制度の安定化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種介護予防事業の充実、要介護者の状態把握、総合事業の実施 介護予防に関する知識の普及、ボランティアの育成 「心の健康」に関する相談体制の充実、閉じこもりの防止 生活支援コーディネーターや協議体の設置と地域包括ケアシステムの構築、総合事業など必要なサービスの提供 情報提供の充実や総合的な介護施策の推進、介護相談員の配置や増員による体制強化 認知症高齢者への対策、「成年後見制度」などの周知 高齢者への虐待防止、通報体制や保護体制などの強化 介護サービスの基盤整備やサービス提供体制の強化 市内施設の効率的な運営と施設の維持管理 施設利用者の地域復帰に向けたサービスの充実 生涯学習やボランティア活動・地域活動の機会充実、高齢者の社会参加の促進 シルバー人材センターの機能強化、高齢者の就業機会の拡充 老人福祉バスの運行 介護予防制度や国民年金制度の理解促進・周知 介護保険料の徴収率の向上、徴収体制の強化 介護予防や介護度維持・改善などによる介護保険財政の適正化

基本目標4 活力きらめくまちづくり

施策の大綱4-1 農林水産業の振興

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）
施策14 農業の振興	<p>わが国の農業は、担い手不足・高齢化、販売農家の減少、農地の遊休・荒廃化など、様々な問題に直面しています。一方、安全・安心で質の高い農産物の生産や農村環境・景観の保全などに対する国民の関心は高まっています。また、国では、平成27（2015）年に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業の構造改革、成長産業化、農業・農村の多面的機能の発揮などに向けた施策展開が図られているところです。</p> <p>本市は、弘川が育んだ肥沃な土壌と水利に恵まれ、県下有数の農業地帯として発展してきました。平坦部の野菜と米・麦・大豆、伊予灘に面した柑橘栽培、中山間地域の野菜や葉たばこなどのほか、畜産も県内屈指の地域です。</p> <p>こうした中、地産地消の拠点となる「愛たい菜」は順調に売上げを伸ばしており、地元農産物等の魅力を発信し、生産者と消費者をつなぐ役割を果たすとともに、大洲ブランドの創出を図っているところです。</p> <p>今後は、意欲のある担い手の確保や農地所有適格法人などの育成、安全・安心で付加価値の高い農産物の生産と産地化に向けた取組、生産者等が主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を支援する施策の創設と活用を推進することが必要です。</p> <p>また、認定農業者などへの農地利用の集積と農地・農業用水などの適切な維持管理、平坦部・中山間地域の多面的機能の確保、農業生産の担い手の確保・育成においては、「人・農地プラン」の見直しの中で課題解消を図るとともに、農地流動化については、農地中間管理機構事業を活用し促進していくことが必要です。</p>	<p>安全・安心・高品質な農産物の生産振興を図るとともに、関係機関と連携しながら、担い手や生産組織の育成支援や農地利用の集積、生産基盤・生産環境の整備を図り、持続可能な農業の確立を目指します。また、商工・観光分野などとの連携により、大洲の食文化に根ざした農産物の6次産業化・ブランド化を目指します。</p>	<p>1 農畜産物の生産振興と担い手の育成</p> <p>2 農地の保全と多面的な利活用</p> <p>3 農畜産物のブランド化・6次産業化</p> <p>4 農畜産物の消費拡大</p>	<p>①生産体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産・官・学」連携による農業の高品質・高付加価値化の促進 ・飼料用米や麦・大豆など戦略作物の本作化、水田のフル活用 ・野菜の主産地形成、出荷体制の強化、付加価値の高い野菜の生産・販売の促進 ・酪農ヘルパーの活用、畜産の組織経営体育成、家畜伝染病対策 ・自然条件に強い生産体制の構築に関する支援 <p>②意欲のある担い手の育成と営農環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業再生協議会」が行う新規就農者、認定農業者などの担い手への支援 ・移住・定住に向けた支援と合せた人材の確保育成 ・農家の女性の地位向上に向けた家族経営協定の推進 ・経営所得安定対策、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金などの活用による農地及び農村環境の維持・向上と定住環境の整備 ・「認定農業者連絡協議会」との連携による情報提供・営農指導の支援、新規認定の働きかけと再認定の推進 ・集落営農組織の育成・支援などによる農業生産体制の強化 <p>①農地の保全・利活用と農地の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全、農用地の利用状況把握 ・新規就農者・企業などが参入しやすい情報提供体制の確立、農作業の受託促進、「人・農地プラン」の見直しと農地中間管理機構事業を活用した農地集積と効率的利用の促進、農地台帳の充実 ・農業委員と各地区の農地利用最適化推進委員の協力 ・農道整備や土地改良事業の推進、用排水路や揚水機などの計画的な整備、冠水地域の治水対策の推進 <p>②農地の多面的な利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地対策に向けた日本型直接支払制度の活用促進 ・市民農園や体験農園の整備、グリーンツーリズムの拡大 ・農村景観の保全などに向けた地域ぐるみの活動の支援 <p>①ブランド化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産体制の確立とブランド化の促進 ・大洲の食文化に根ざした農産物の研究・生産・販売の促進 <p>②6次産業化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者による6次産業化の支援 ・生産者と商工業者が連携した加工品の開発・販路拡大などの支援 <p>①農畜産物の消費拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「愛たい菜」を核としたより一層の地産地消の推進 ・まちの駅や道の駅、農産物直売所への農林産物や加工品の安定した供給体制の確保 ・産直市や食品会社との契約栽培などによる販路拡大 ・「第2次大洲市食育推進計画」に基づく食育の充実、伝統的な食文化の継承

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策15 林業の振興	<p>わが国の林業は、木材価格の長期低迷や木材の需要減退による採算性の低下、林業従事者の高齢化と担い手の減少など、依然として厳しい状況が続いています。その一方、国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止などの公益的機能の維持・向上は、ますます重要となっています。</p> <p>このような中、国が平成28（2016）年に見直した「森林・林業基本計画」では、供給面における主伐と再造林対策の強化などによる国産材の安定供給体制の構築、需要面におけるCLTや木質バイオマスなどの新たな木材需要の創出などにより、林業・木材産業の成長産業化を目指すことが示されています。</p> <p>本市の森林面積は、総面積の72.9%を占める31,514haであり、その内59.9%が人工林となっています。その齢級構成は、50年生をピークにピラミッド状を呈しており、戦後植栽された人工林が成熟してきていることから、長伐期施業へ計画的に転換する必要があります。また、森林整備においては、施業の集約化と効率的施業を推進するとともに、緑の雇用制度などを活用した林業従事者の確保・育成を強化してきました。さらに、四国一の生産量を誇る原木乾しいたけや乾たけのこのなどの特用林産物の生産振興を推進し、林家所得の向上と中山間地域の活性化に取り組んできました。</p> <p>今後は、森林の適切な整備・保全と森林が持つ公益的機能の発揮を図るとともに、担い手の確保・育成や雇用の創出に努め、森林資源の循環利用による林業の成長産業化を推進する必要があります。</p>	<p>森林の適切な整備及び保全を推進するとともに、森林が持つ公益的機能の高度な発揮を図り、持続的な林業の確立と森林資源の循環利用を促します。また、新たな木材需要に対応する原木の安定供給体制の構築と、担い手の確保・育成を図り、林業の活性化と成長産業化を目指します。</p>	1 森林の公益的な機能の維持・充実	①森林の維持・管理と整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 適切な造林・保育・間伐などの森林整備の支援 「大洲市森林整備計画」に基づく施業の集約化、基盤整備の実施 人工林における生産機能の向上、地形や自然条件に応じた多様な森林づくり 「森林経営計画」の策定の推進、森林情報の把握や森林経営の受委託などによる持続可能な管理体制の構築 森林施業プランナーの育成、有害鳥獣対策の実施
				②森林の多面的な利活用	<ul style="list-style-type: none"> 放置林の整備促進や森林資源の利活用などの促進 森林環境教育の充実や森林ボランティアの活動促進、意識の啓発
			2 木材などの生産の振興と担い手の確保・育成	①木材などの生産の振興	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮)肱川流域森林管理センター」の実現や地域木材流通システムの構築に向けた検討 搬出間伐や計画的な主伐による原木の増産
				②意欲のある担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 高校生への林業体験研修など新規就業者確保の取組の実施 林業事業体の経営基盤の強化、新規就業者への林業技術の継承 森林施業プランナーの育成、自伐型林業の検討・促進
			3 林産物のブランド化と需要の拡大	① ブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「媛すぎ・媛ひのき」の生産拡大、新たなビジネスモデルの検討 原木乾椎茸や乾たけのこの生産振興、普及啓発、ブランド化促進
				②林産物の需要拡大	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や公共土木工事などにおける木造・木質化の促進 CLTの普及啓発と利用拡大 南予産出木材などを使用した木造住宅の建築支援 木質バイオマスのエネルギー活用に向けたシステム構築
施策16 水産業の振興	<p>わが国の水産業は、担い手の不足・高齢化、漁具や漁法の発達による過剰な漁獲に伴う水産資源の減少、輸入や養殖による魚介類の価格の低迷、国民の「魚離れ」による需要の減少など、様々な問題に直面しています。このような中、国では、水産業の復興に向けて、平成23（2011）年度から新たに資源管理・漁業所得補償対策が導入され、平成24（2012）年には「水産基本計画」が策定されました。</p> <p>本市の水産業は、県下最大の一級河川肱川が注ぎ込む伊予灘におけるアジ、カレイ、フグ、サワラ、ハモなどを中心とした沿岸漁業を主としていますが、全国的な傾向と同様に資源の減少や担い手不足といった課題を抱えています。また、肱川でのアユや川ガニなどの内水面漁業においても、水質の汚濁や外来魚による資源の減少などが見られます。このような中で、市では地域漁業資源の回復・増加を図るため、漁業協同組合（以下、漁協）とともにさまざまな事業を実施しています。</p> <p>今後は、自然環境と調和した漁場の整備、稚魚放流などによる漁業資源の回復・増加を図るとともに、水質汚濁の防止、観光と連携した水産品のブランド化へつなげていきます。</p>	<p>地元漁協と連携し、水産資源の回復・増加に取り組むとともに、稚魚放流やつきいその設置などを進めて「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を図ります。また、観光やイベントと連携しながら、伊予灘のフグやサワラ、肱川のアユなどのブランド化を図り、水産物の加工・販売を促進します。</p>	1 豊かな漁場の整備	①豊かな漁場の整備	<ul style="list-style-type: none"> つきいそなど漁場整備の検討 地元漁協と連携した施設管理や稚魚放流の実施 「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への移行に向けた検討 アユ、川ガニ、ウナギ、アメノウオなどの育成、稚魚の放流と外来魚の駆除、河川環境の保全と水質の回復対策
			2 水産物のブランド化	① ブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 伊予灘の「フグ」「サワラ」「ハモ」、肱川の「アユ」など、地元漁協や飲食店、観光施設と連携した郷土名物料理の開発支援などによるブランド化の促進
			3 水産施設の整備	①水産施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 長浜港に点在する漁業関連施設の移転・整備（愛媛県により整備された小型船だまり）、機能の充実促進

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

施策の大綱 4-2 商工業の振興

現況と課題		基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策 17 商工業の振興	<p>経済のグローバル化や幅広い産業での規制緩和の拡大、企業間競争の激化などにより、わが国の商工業は大きな転換期にあります。工業は、これまで生産拠点を海外に移転する企業が増えていましたが、近年は業種によって国内回帰の兆しも見られています。しかし、都市と地方の違いや企業規模によって格差が広がっています。商業は、少子高齢化と人口減少の中で、消費の減少や働き手の減少による影響が懸念されている一方で、従来以上に商業・サービス業のニーズが多様化しているといえます。</p> <p>本市の工業は、プラスチックやコットン製品、地域資源を活かした食料品、木材・木製品、窯業・土石製品製造業・電子機器製造業などの中堅企業が立地しています。商業では、東大洲地区に大型店舗が立地し、にぎわいを見せる一方で、既存の商店街の利用者は減少を続けています。こうした中、大規模工場跡地への企業誘致、TMOを中心とした肱南地区の商業振興、商店街のイベント支援などに取り組んできました。</p> <p>今後は、既存企業の経営改革や商工分野と農林水産業・観光産業が連携した新たな事業の推進、集客力の高い商業環境づくりなどに取り組み、市内の産業振興を図るとともに、市民が安定して働き続けられる雇用の場を創出していくことが必要です。</p>	<p>若者が定住できるまちづくりに向けて、移住・定住の促進と合わせて、地場産業の振興や企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の安定化を目指します。また、集客力の高い商店街の形成を目指し、市民生活に密着した店づくりを進めるとともに、商工業と農林水産業・観光産業が連携した商品・サービス開発と販売の促進を図り、新たな魅力の創出に努めます。</p>	1 地場産業の振興	①地元企業との連携強化	・市内企業への市長訪問などによる企業と行政の連携強化、国・県の支援事業などの有効活用に向けた検討
				②売れる商品開発とPR強化	・「大洲産業フェスタ」などでの地場産業及び地場製品の市内外への積極的なPR、情報発信 ・農林水産業や観光産業とのマッチング支援、地場産品を使った新商品開発への戦略的な支援 ・「おおずブランド」を全国展開できる仕組みづくりの検討
				③企業の経営支援・事業承継の支援	・中小企業などの経営改革に向けた研修機会や先進情報の提供、商店の経営診断、相談・指導体制の強化、融資制度の充実 ・企業による環境問題対策の促進（ISO認証の取得支援） ・事業所を市内に新設、増設、移転する企業に対する奨励金交付 ・後継者の確保・育成の支援、南予市町や関係機関と連携した事業承継の仕組みづくり ・移住・定住の促進と合せた企業のUJIターン者の雇用の支援
			2 企業誘致の推進と創業の支援	①企業誘致の推進	・企業の動向など関連情報の収集、支援策などの情報発信、積極的な企業誘致活動の推進
				②創業の支援	・農林水産業や観光などの地域資源を活かした起業化の促進 ・中小企業支援センターでの無料相談や国・県の支援事業などの活用促進 ・市民の起業意識の醸成、UJIターン者や若者・女性・高齢者などの起業化に向けた支援策の検討
			3 地元商業の活性化	①魅力的な商業環境づくり	・旅行関係事業者との連携強化、肱南地区の歴史的町並みや大洲城、まちの駅などの集客力を活かした観光消費型店舗の育成 ・道の駅とまちの駅の機能充実、連携強化 ・商店街などの空き家・空き店舗の活用の促進 ・地域の個人商店や移動販売車などの維持・確保の支援、商業者の情報化の支援
				②商店街の環境整備	・「大洲市景観計画」に基づく肱南地域の伝統的な町並みを活かした商店街づくりの支援 ・市内各地域の商店街の特性を活かした環境整備の推進
			4 雇用の創出と就労環境の改善	①雇用の創出と安定化	・国・県・関係機関と連携した就業機会の拡充 ・企業が求める職業能力などの開発や訓練機会の拡充 ・若者の地元への就職意欲の向上策の検討、地元就職の魅力PR、就職活動の支援や奨学金の返還に伴う支援などの検討
				②就労環境の改善	・従業員の正規雇用化、資格取得、育児休業の充実など、就労環境の改善に取り組む企業への支援の検討 ・国・県の各種福利厚生制度の利用促進

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

施策の大綱 4-3 観光業の振興

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策 18 観光業の振興	<p>観光は、地域経済を活性化する効果だけでなく、雇用創出や地域のイメージアップにつながる重要な産業です。国では、平成24(2012)年に「観光立国推進基本計画」を策定し、「観光立国」の実現を目指しているところです。一方、国内では若者を中心に旅行に出かけない風潮が見られつつあり、長期的に国民全体の旅行行動の鈍化も危惧されています。このような中、近年は、地域自らが「観光地経営」の視点に立って観光地域づくり・観光事業のマネジメントを行うDMOが注目されています。</p> <p>本市は、「伊予の小京都」とも呼ばれ、市の中心部を流れる風光明媚な肱川、ミシュラン観光ガイドの一つ星に選ばれた「臥龍山荘」、さらには「大洲城」、「明治の街並み」、「金山出石寺」、「青島」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「河辺町の屋根付き橋」などさまざまな観光・文化資源があります。また、「うかい」や「いもたき」などの観光行事、世界的にも珍しい「肱川あらし」など多様な観光資源に恵まれています。</p> <p>今後は、うかいなど既存の観光事業・観光メニューの充実に努めるほか、外国人観光客への対応（インバウンド対策）、観光ガイドの強化、案内サインの整備、情報発信力の強化など、観光振興のための基本計画策定を検討するとともに、これらを総合的にマネジメントするDMOの体制づくりを進めていくことが必要です。</p>	<p>本市の豊かな観光資源を活用し、多様化する観光客のニーズに対応しながら、観光客の満足度を高める取組を推進します。また、観光の包括的なマネジメントに向けて、観光振興の基本計画を策定するとともに、本市におけるDMOの確立を目指します。</p>	1 観光客のおもてなしとインバウンド対策の充実	①おもてなし体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 既存ガイド団体の連携強化、周辺地域や近隣自治体のガイド団体などとの連携強化 うかい屋形船の船頭研修やまち歩きガイドの育成など人材の確保と育成の強化
			2 観光資源の発掘と多様な観光メニューの提供	①観光資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な町並みや豊かな自然、食、文化などの資源の観光資源化 観光資源と祭りやイベントとの連動による集客力の向上 長浜の水族館構想や新たな観光資源の創出に関する検討 「おおざブランド」を活用した観光プログラムの開発、食の魅力を活かした観光地化 産直市や鮮魚市などとの連携による買物・飲食の場づくり
			3 広域観光の推進と情報発信の強化	①広域観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町や南予全域での連携体制の強化、集客事業の推進 本市の豊かな自然を活用した修学旅行商品の開発、松山市と連携した県外からの修学旅行客の誘致
			②観光情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域旅行者と連携した旅行商品の開発、旅行商品の全国への情報発信 ホームページの内容充実やSNSの活用、より効果的な情報発信方法の検討 観光施設独自の情報発信の促進 	
			②観光インバウンド対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国・県のインバウンド政策との連動、外国語観光パンフレットなどの充実、ガイドの外国語研修や関連情報の共有 「観光サイン整備計画」に基づく統一したデザイン・外国語表記による計画的な案内サインの整備の全市的な推進 	
			②観光施設の連携と観光マネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅・まちの駅の連携強化、商品や観光メニューの開発促進、まちの駅「あさもや」を核とした着地型観光の推進 各種観光施設の効率的な維持管理・運営、観光施設の連携強化 観光の包括的・一体的かつ効率的なマネジメントに向けた観光振興基本計画の策定と本市におけるDMOの検討 	

基本目標5 快適きらめくまちづくり

施策の大綱5-1 生活環境の整備

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策19 市街地・集落の整備	<p>人口減少や少子高齢化の進行、大都市圏への人口集中、郊外における大型店舗の立地など、地方都市を巡るまちづくりの課題は多様化しています。このような中、国では、平成26（2014）年に「都市再生特別措置法」を改正し、医療・福祉・商業などの都市施設と住居などがまとまって立地し、これらの施設に公共交通でアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進しています。</p> <p>本市は、肱川とその支流沿いに集落が形成され、各地域の平坦部において市街化が進みました。近年も高速道路の整備などにより、市街地・集落の利便性が向上しています。一方で、若者の都市圏への転出などによる過疎化の進行、大洲地域の中心市街地や長浜・肱川・河辺地域の地域拠点における商業の衰退などが問題となっています。こうした中、本市は、都市計画の基本指針となる「大洲市都市計画マスタープラン」と良好な景観形成に向けた柱となる「大洲市景観計画」に基づき、計画的で美しいまちづくりに取り組んできました。</p> <p>一方、土地情報の整理上重要となる地籍調査については、土地一筆ごとの調査測量とその結果に基づく地図・地籍簿の作成を進めています。市内では、大洲地域及び長浜地域が調査中であり、平成27年度末の市全体の進捗率は約78%となっています。</p> <p>今後は、人口減少への対応を見据えながら、国の考え方を踏まえ、コンパクトなまちづくりを進める中で、市街地・集落の整備や防災機能の強化、若者などの定住促進といった総合的な環境整備を進める必要があります。また、地籍調査事業を進め、土地情報の整理と円滑な土地の利活用につなげていく必要があります。</p>	<p>「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方の下、中心市街地の計画的な整備・充実、長浜・肱川・河辺の地域拠点の整備、安全で快適な農山漁村集落の維持・整備などを図るとともに、良好な景観形成への取組を促進し、美しいまちづくりを目指します。</p>	1 市街地の計画的な整備充実	①市街地における都市機能の充実と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関連計画に基づく市街地の計画的な整備、自然環境の保全、美しい景観づくりの推進 ・地方拠点都市地域における未開発地の有効利用の促進 ・立地適正化計画の策定、都市計画マスタープランの改訂、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりの推進 ・晴海・拓海工業団地における港湾と連携した土地利用の促進 ・既存市街地の計画的な維持・整備、防災対策や空き家対策の推進
				②臨港部の機能強化	<p>「第三次開発事業基本計画」に基づく長浜港の機能強化、県と連携した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜港周辺における都市機能の充実や交通施設の充実の促進
			2 地域・集落の環境整備	①地域・集落の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村集落の計画的な整備促進、長浜・肱川・河辺の地域拠点における行政機能の維持・適切な見直しや防災対策の充実 ・肱川水系河川整備計画」や「肱川減災対策計画」に基づく水害や地盤災害などの防止対策の充実 ・山鳥坂ダムの建設推進、水没などによる移転者の生活再建の早期実現、道路改良・公共施設移転などによる水源地域の地域振興
			3 美しい町並みづくりの推進	①大洲らしい町並み景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・「大洲市景観計画」や「大洲市景観条例」、「大洲市屋外広告物条例」に基づく建物や看板デザインの誘導、サイン看板の設置 ・市民・事業者の景観意識の啓発 ・まちの駅「あさもや」周辺の歴史的建造物の保存・環境整備の促進、回遊性のある魅力的な町並み整備の促進 ・公共建築物整備における周辺景観への配慮の徹底
	②市民による景観づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における景観教育や市民の景観学習機会の充実 ・都市の緑化など、市民の自主的な景観づくり活動の促進 			
		4 地籍調査事業の推進	①土地の適正利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次国土調査事業十箇年計画」に基づく地籍調査事業の実施、土地利用の正確な把握・管理 ・国や関係機関への予算の確保・市負担の軽減化・制度改善に関する要望、計画的な事業推進 	

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策20 交通・情報基盤の整備	<p>本市では、国道56号・197号・378号・441号の4本の主要国道と高速道路の四国縦貫・横断自動車道、一般国道自動車専用道路の大洲道路が広域幹線交通網を形成するとともに、各主要地方道が地域内をつないでいます。また、地域高規格道路である大洲・八幡浜自動車道の大洲西道路の早期事業化が望まれています。一方、都市計画道路の整備率は86.9%となっており、今後は、都市計画道路の適切な整備、市民生活に密着した市道の改良と維持管理などが必要となっています。</p> <p>また、市内の公共交通として、鉄道はJR予讃・内子線が通っていますが、利用者数が減少傾向にあります。路線バスは、自家用車の普及や山間部の過疎化により、利用者が減少する一方、高齢化に伴い高齢者の移動手段として重要性が増しており、効率的な運行と利便性の確保の両立が問題となっています。このような中、市内中心部を循環する100円バスの充実など、地域の実情に応じた取組を進めているところです。今後も、利便性の良い地域公共交通の維持・確保と利便性の向上が必要です。</p> <p>市内の情報網については、公共施設間の情報通信基盤の整備と、これらの情報通信基盤を有効に活用するための取組を進めてきました。今後、地域間の通信環境格差是正や情報化の環境づくりが必要となっています。</p>	<p>広域幹線交通網及び地域間幹線道路の整備促進と身近な生活道路の維持・整備に取り組むとともに、民間事業者、行政、市民が連携して、地域公共交通網を再編・構築することにより、地域ニーズに合わせた交通手段の確保を図ります。また、市民や事業者による情報活用・発信力の向上に向けて、地域における情報格差の是正を図ります</p>	1 広域交通網と市内主要幹線の整備	①広域交通網の整備	・四国縦貫・横断自動車道の4車線化や大洲・八幡浜自動車道などの広域交通網の整備の要望
				②市内幹線道路の整備	・国道・県道の整備要望と幹線市道網の計画的な整備・改良の推進 ・「都市計画道路の見直し方針」に基づく未整備路線の早期事業化、長期未着手道路の廃止・変更などの検討
			2 身近な道路整備・維持管理	①生活道路の充実	・道路や橋梁の計画的な整備、適切な維持管理、長寿命化
				②快適で美しい道づくり	・市街地を通る主要な道路や通勤・通学道路を中心とした安全な歩行者空間の確保 ・地域密着型の道路管理手法の検討 ・周辺景観と調和した道路整備の促進
		3 公共交通網の充実	①公共交通の維持・強化	・公共交通網の維持・確保対策、利便性の向上や利用促進策の検討 ・地域公共交通網形成計画の策定 ・100円循環バスなどの交通施策の見直し・検討、鉄道会社や民間バス会社などと連携したスクールバスなどの交通資源の活用 ・島民生活の充実に向けた離島航路の維持対策	
			②市民への意識啓発	・広報誌の作成や関連イベントの開催、出前講座の実施などによる公共交通に関する意識醸成、利用促進	
		4 情報網の整備	②情報網の整備	・整備済み光ケーブル空き芯線の電気通信事業者への貸し出しなどによる通信インフラの有効活用、高速通信網の整備と地域間の情報格差の是正	

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策2-1 定住環境の整備	<p>本市では、今後も予測される人口減少の課題に対応するため、平成28（2016）年に「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市の住環境向上による移住・定住の促進などの施策を総合的に推進していくこととしています。</p> <p>住環境のうち、本市の住宅整備については、人口集中地域と過疎化が進む地域に格差があるため、市全体のバランスを考慮して市街地と集落の整備を計画的に進めていく必要があります。また、老朽化した市営住宅の計画的な更新や維持管理・長寿命化の推進、市内に増加しつつある空き家の対策などに取り組む必要があります。</p> <p>公園については、既存の公園の有効活用と身近な使いやすい公園の整備が求められています。河川・海岸については、親水機能を兼ね備えた治水対策や海岸の護岸整備の充実が求められています。</p> <p>水道事業については、水源水量の安定確保とともに、より高度な浄水施設の整備や早期経営統合、適切な維持・更新などが必要です。下水道事業は、必要に応じて公共下水道全体計画を見直しながら、接続普及率を高める必要があります。また、施設の長寿命化や合併処理浄化槽の設置促進などに取り組む必要があります。</p> <p>また、老朽化が著しい長浜火葬場を含め、斎場の管理運営が課題となっています。</p>	<p>住宅や公園・河川・海岸・上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な住環境の形成を図りながら、若者などの移住・定住につなげていきます。また、多岐にわたる空き家問題に対し、総合的かつ計画的な対策を推進します。</p>	1 移住・定住の促進	①移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> 総合的なプロモーションによる本市の知名度向上と情報発信の強化、移住・定住希望者へのワンストップ相談窓口の設置 若者や若年夫婦、UIJターン者などに向けた住宅建設の促進 空き家バンクの創設、空き家情報の管理体制の検討 若者の定住に向けた街中居住対策の検討
			2 計画的な住宅整備の促進	①良好な住宅・住宅用地の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の維持管理・活用、老朽化した住宅の更新の検討 民間活力を活用した住宅整備を促進、計画的な住宅施策の推進
				②住宅地の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震診断・耐震改修、老朽空き家の除却に対する支援、安全・安心なまちづくりの促進 庁内各関係部署の連携による空き家に関する様々な問題・課題に対する総合的かつ計画的な対策実施 空き家対策計画の策定
			3 公園の整備・充実と都市緑化の促進	①公園の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 「城山公園」の観光振興の拠点としての機能充実、市内の主要な公園・広場などの市民の憩い・安らぎや交流の場として充実 公園や広場などの活用による子どもの遊びや体験機会の充実 既存公園の施設・設備の長寿命化、計画的な更新 市民参加や外部委託による公園・広場の維持管理、美化
				②都市緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公共施設、工場や商業施設、住宅地などの緑化の促進
			4 河川・海岸の整備	①河川・海岸の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 「肱川水系河川整備計画」に基づく国・県と連携した山鳥坂ダム建設・鹿野川ダム改造・中下流域の河川改修などの促進 海岸の防災対策、水質汚濁の防止、水辺の自然環境対策の充実
				②市民が楽しめる川づくり	<ul style="list-style-type: none"> 肱川親水護岸整備と市民による水質汚濁防止活動との連携 釣りやカヌーなどを通じた誰もが楽しめる川づくりの推進
			5 上水道の整備	①良質な水道水の安定的な供給	<ul style="list-style-type: none"> 水源水量の安定的な確保、健全な上水道事業経営、水道施設の適切な維持・更新 水質管理の徹底と高度浄水処理施設の導入、基幹管路の耐震化や老朽化施設の計画的更新 簡易飲料水供給施設の整備、水道未普及地域の解消
				②水道事業の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 上水道と簡易水道の経営統合、設備投資と維持管理費の負担軽減 老朽施設の計画的な更新、水道使用料の見直し検討
			6 下水道の整備	①汚水処理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理の早期概成、地域に応じた汚水処理の普及 下水道計画区域の見直しも視野に入れた計画的な整備促進 農業集落排水施設の維持管理、合併処理浄化槽の整備促進
				②雨水排水対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水施設の維持管理・長寿命化
			7 斎場の計画的な整備・運営	①斎場の計画的な整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> 斎場施設の適切な維持管理、補修・改修 全市的な視点のもとでの斎場の整備・運営の検討

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

施策の大綱5-2 生活安全の確保

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策2-2 生活安全の確保	<p>平成23(2011)年に発生した東日本大震災以降、全国的に安全・安心、災害対策に関する意識が高まっています。本市は、これまで台風による氾濫などの水害による被害を受けることが多く、平成16(2004)年・平成17(2005)年・平成23(2011)年洪水など、甚大な浸水被害がしばしば発生しています。また、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害が懸念されているところです。</p> <p>このような状況の中で、本市においては、消防本部及び大洲消防署、消防団が設置されるとともに、平成27(2015)年には、国の制度改正を踏まえ、行政の防災対策の指針となる「地域防災計画」を見直し、各種防災対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、本市における近年の交通事故の発生状況は、全国と同様に微減・横ばいの傾向であり、地域の安全を脅かす事件の発生も皆無とは言えません。本市ではこれまで、交通安全・防犯対策として、交通安全協会を中心とした交通安全活動や大洲地区防犯協会を中心とした防犯活動、地域における防犯灯の設置などに取り組んでいます。</p> <p>今後は、大規模災害に対応する防災・減災対策の充実、地域防災体制や救急体制の整備、テロ・武力攻撃事態などに対する体制の整備などが求められます。また、市民生活の安全を守るため、交通安全活動を推進するとともに、自主防犯組織の設立や地域の夜間の安全確保、消費者被害の防止などの一層の強化が必要となっています。</p>	<p>ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進するとともに、自主防災組織の体制強化と「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の高揚により、地域防災体制の強化を図ります。また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、安全・安心な市民社会の実現を目指します。</p>	1 災害に強いまちづくりの推進	①災害に強い都市基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 山林の保全・育成による森林の保水力の向上、災害の未然防止、土砂災害防止法に基づく緊急避難体制の充実 ソフト・ハード両面からの計画的な治水対策の充実、河川改修や公共下水道事業の推進による雨水処理対策の促進 耐震改修の支援施策の拡充、市民意識の啓発、 密集市街地対策の充実と周知
				②災害時の情報伝達手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線のデジタル化、市内全域における災害時の情報発信手段の多重化の検討 大規模災害に備えた衛星携帯電話やLアラート・携帯エリアメールなどの整備、迅速な避難所開設の体制の確立
				③地域防災体制及び行政の防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な地域防災体制の確立、各地区の自主防災組織の活動支援 防災関連施設の整備・点検、避難所の資機材・備蓄品などの充実 自主防災組織による訓練の充実、避難行動要支援者の把握、平時からの防災意識の啓発、地区防災計画の策定促進 「国土強靱化地域計画」の策定、「業務継続計画」の更新
			2 常備消防の強化と非常備消防の維持・確保	①消防施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 大洲地区広域消防事務組合の消防本部庁舎の移転・整備の検討 消防施設や消防車両の充実、消防力の強化
				②消防団の充実	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の資質向上と各地域の消防団の連携強化に向けた研修・訓練の実施、消防団員の処遇の改善とイメージアップ 消防団装備の計画的な配備・更新
			3 原子力災害や武力攻撃事態への対応	①原子力災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の計画を踏まえた「大洲市地域防災計画」の見直し検討 「大洲市住民避難計画」の見直し、一時集結所の整備や備品の充実
				②武力攻撃事態などへの対処	<ul style="list-style-type: none"> 「大洲市国民保護計画」に基づく対処体制の整備 国・県との連携体制の強化、定期的な訓練の実施
			4 交通安全対策の充実	①安全な道路整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ガードレール・カーブミラーの適正な設置と信号機などの設置要望
				②交通安全の意識啓発・見守りの充実	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動や幼児・高齢者などの交通弱者への交通安全教室、啓発活動の実施
			5 犯罪被害の予防	①地域の防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯活動の促進、各種犯罪予防に向けた啓発活動の充実 犯罪被害に関する情報提供の充実、緊急情報の迅速な発信 地域による防犯灯の整備への支援、LEDへの転換推進
				②青少年に関する犯罪予防	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の見守り体制や保護体制などの整備 青少年による犯罪や非行の防止、覚せい剤などの薬物乱用の防止
				③消費者被害の予防	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政の強化、消費者教育の強化、専門職員の育成や相談体制の強化、啓発活動の充実 商品情報や消費者被害情報の収集・分析、周知

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

基本目標6 人々きらめくまちづくり

施策の大綱6-1 市民参加・交流の促進

現況と課題		基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策23 協働のまちづくり	<p>近年、少子高齢化が急速に進んでいることや核家族化などに伴うライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化や情報技術の高度化などへの的確な対応が求められています。このような時代において、地方が自立して個性あるまちづくりを進めるためには、その主体である市民や各種団体と行政がそれぞれの責任と役割により、互いに補完し、協力しあう、「協働によるまちづくり」が不可欠となっています。</p> <p>本市では、これまで、様々な主体が協働してまちづくりを推進するという認識のもとにまちづくりを進めてきました。</p> <p>今後も、まちづくりの主役である市民が政策形成段階からまちづくりに参画する機会の拡大を図るとともに、市民主体のまちづくり活動を行政がバックアップするなど、市民（ボランティアやNPO、企業など）と行政が協働してともにまちづくりを進める取組や、それぞれの地域が独自の力で地域の課題を解決し、市内の交流活動を活発に展開していくための仕組みづくりなどが求められています。</p>	<p>情報セキュリティを高度化させつつ、行政情報やまちづくりの情報提供を充実し、市民の政策形成への参画機会の拡大を図り、地域が自立した活力のあるまちを目指します。また、市民と行政が効果的に協働するまちづくり活動を積極的に推進するとともに、祭りやイベントなどを通じ、地域間の活発な交流を促進し、地域の活性化につなげていきます。</p>	1 行政情報の公開と政策への参画機会の充実	①行政情報の公開と広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・市民べんり帳・市ホームページなどを活用した情報発信 ・ホームページのアクセシビリティの向上 ・情報セキュリティの高度化を図り、個人情報の適正な取扱い強化
				②政策への参画機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会における市民の登用、パブリックコメント制度の活用、女性・若者や子どもの意見の把握など、市民参加の機会拡充 ・市民・事業所・行政の協働の仕組みづくり
			2 市民活動・地域活動の活性化	①ボランティア活動やコミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアやNPO団体などの育成支援、団体間の交流充実、やりがいづくり、総合的なボランティアセンターの整備検討 ・「がんばるひと応援事業」による地域づくり活動の支援、地域づくりリーダーの育成 ・地域コミュニティ活動の支援、集会所や広場・公園などの既存施設のコミュニティ活動としての拠点整備・活用
		②自治会による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意向把握の徹底、自治会など地域自治組織を核とした市民と行政の協働の構築 ・地域が自ら課題発見・解決していくための取組の支援、地域の自立と活性化に向けた支援 		
		3 地域間交流の推進	①地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かしたイベントによる地域間の相互交流の促進、地域間で連携した取組の推進による地域間・市民間での積極的な交流の拡大 ・市民や事業者などが各地域の物産や観光名所などを共有する機会の創出 	

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策24 人権尊重のまちづくり	<p>本市では、人権尊重のまちづくりを推進するために、「大洲市人権尊重のまちづくり条例」の施行と「人権尊重都市」宣言を行っており、基本的人権を尊重し、明るく住みよい、豊かなまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>また、平成26（2014）年に「大洲市人権・同和教育基本方針」を策定し、その中で、「市民の人権尊重の意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進する」とうたっています。さらに、平成27（2015）年に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、これを受けて、各小中学校には「いじめ防止等の学校基本方針」を策定し、いじめ防止、いじめの早期発見・早期解決に取り組んでいるところです。</p> <p>また、男女共同参画のまちづくりを推進するために、平成28年には第2次の「大洲市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画に向けたさまざまな活動を行うとともに、男女共同参画のための各種施策を展開してきました。</p> <p>今後も、人権尊重・男女共同参画により、市民全員が活躍するという精神が市民全体に浸透し、誰もが明るく住みよい、豊かなまちづくりを実現するための取り組みを推進していくことが必要です。</p>	<p>すべての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、家庭や学校、地域社会、職場などあらゆる場を通じて、人権尊重に向けた取組を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識高揚を図るとともに、性別に関わりなく個性や能力が十分に発揮できる環境づくりを目指します。</p>	1 人権尊重の啓発と人権擁護の充実	①人権教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 様々な人権尊重のまちづくりの総合的かつ計画的な推進 各種啓発活動の推進、同和問題対策の充実、学校及び地域社会における人権・同和教育の推進と推進組織の整備・連携 隣保館を拠点とした権啓発事業の推進
			②人権擁護の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員などと連携した各種相談事業の充実・強化 相談体制の充実 	
施策25 国内交流・国際交流の促進	<p>人と人との交流は、地域づくりに新しい視点や知識・技術をもたらすなど、地域を活性化するうえで大きな効果があります。昨今では、世界規模での経済競争や自由貿易協定（TPPやFTA）の広がり、国際協力・国際貢献の機会の拡大、外国人登録者の増加など、人、物、情報、文化の交流や移動が活発になり、地域経済や市民の日常生活も国際社会の動向に大きく影響される時代を迎えています。</p> <p>本市では、国内交流の取り組みとして、儒学者中江藤樹の生誕地である滋賀県高島市と友好交流の調印を締結し、各分野での交流活動を推進しているほか、鳥取県米子市、北海道えりも町とも市民レベルでのさまざまな交流を行っています。</p> <p>また、国際交流の取り組みとして、中学生の海外派遣やALT（外国語指導助手）の招致、儒学者姜沆（かんはん）の縁による大韓民国靈光郡（よんがんぐん）との交流などを推進してきました。</p> <p>今後は、友好交流都市などとの継続的・発展的交流活動の推進を図ることにより、行政レベル・市民レベルともに交流活動を活発に展開することが必要です。また、市民の国際交流活動をさらに促進するとともに、市内在住外国人との交流などによる多文化共生のまちづくりや海外派遣などにより、日本文化の魅力をアピールできる国際感覚豊かな人材の育成など、国際的な視野でのまちづくりが必要です。</p>	<p>国内の各地域との交流活動や国際的な交流を充実させ、地域の活性化につなげます。また、市民の国際感覚の向上に向けて、学校教育・社会教育などでの語学学習や国際理解教育を充実するとともに、外国人観光客を温かく受け入れる多文化共生のまちづくりを進めます。</p>	1 国内交流の促進	①国内交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 友好交流都市などとの交流促進、市民間での友好交流促進、活力あるまちづくり 地域の特性や伝統的な文化・食を活かした交流の促進
			2 国際交流の促進	①国際交流活動の支援・促進	<ul style="list-style-type: none"> 市内外で行われている国際交流活動などの情報提供、外国人が受ける研修やボランティア活動などへの支援 幅広い国際国流の推進、民間企業などが行う交流活動の支援
			②国際感覚豊かな人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育・社会教育などでの語学学習や国際理解教育の充実、交流活動などの機会充実 ALTの招致や「中学生海外派遣事業」などによる国際感覚豊かな人材の育成 外国人観光客などに対する通訳や観光ボランティアの育成、語学講座・ホームステイの受け入れ活動の支援 	
			③多文化共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の外国人とのネットワーク構築、相互理解の促進 外国語による生活情報や防災情報の発信、各種相談に応じられる体制づくりなどの推進 外国語による観光情報の提供や観光案内サイン・パンフレットの整備、観光アプリの開発 	

※青字：事務局による修正（骨子案以降の修正） 赤字：各課による修正
 緑字：部会・委員会後の修正 ピンク字：その他修正

施策の大綱6-2 行財政の健全化

	現況と課題	基本的な方針	主要施策	施策分類と施策の具体的な内容（骨子）	
施策26 行財政の健全化	<p>昨今、我が国の経済は回復基調が明確に見えない中、地方においては、経済・雇用の状況は改善が見込みにくい状況にあり、地方の財政状況はなお一層厳しさを増しています。特に、近年は公共施設などの老朽化への対応が急務であり、全国的に公共施設などの更新費用の捻出が喫緊の課題となっています。</p> <p>本市では、平成27（2015）年度に第3期の「大洲市行政改革大綱」及び「大洲市集中改革プラン」を策定し、効率的・効果的な行財政運営や行政サービスの向上、コスト縮減などに積極的に取り組んでいます。また、消防や観光、福祉などの分野において近隣市町と広域で連携するとともに、3市2町で構成する八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の広域的事業の実施など、効率的な事業の推進を図っています。さらに、公共施設などの総合的かつ計画的な管理にも取掛かっているところです。</p> <p>今後、ますます多様化・高度化する市民のニーズや中長期的な財政需要に対し、適切な対応を行うためには、公共施設などの最適化と適正な管理をはじめとして、効率的で効果的な行財政運営を計画的に進めていくことが必要です。また、事務事業の効率化や民間活力の導入、行政主導から地域主導への転換など、積極的に行財政改革を推進することが必要です。</p>	<p>将来にわたり安定した活力ある市政運営を継続していくため、公共施設などの最適化と適正な管理に努め、長期的な見通しのもとで計画的な行財政運営を進めていきます。また、市民の意向を適切に把握し、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を目指す中で、事務事業の見直しや行政組織の再編など積極的な改革を推進します</p>	1 計画的な行財政運営の推進	①総合的・計画的な行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 健全財政の維持、中長期の財政計画に基づく財政運営の推進 市民ニーズや事業の重要性などを踏まえた行財政運営の推進 「大洲市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設などの効率的な運営、維持管理、再編・更新の推進
				②市民や民間との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域・住民との協働も含めた公共事業の多様な実施手法の導入 市民に向けた財政指標のわかりやすい公表
			2 施策・事務の選択と集中	①施策・事務の選択と集中	<ul style="list-style-type: none"> 「選択と集中」の基本原則による事業実施 事務事業のコスト見直しと、安全性や緊急性などへの配慮 事務事業の適切な評価、行政の透明性の確保、説明責任の徹底 補助金・負担金の精査、必要に応じた見直し
			3 財源の確保	①自主財源の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の創出や確保対策、交流・定住人口の増加対策、地元産業・企業への積極的な支援 市有財産の活用・売却の検討、企業広告の拡充と広告媒体の確保
				②市税の徴収強化と納付意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 市税の賦課徴収の強化、新規滞納の抑制、過年度滞納の解消、納税意識の高揚
			4 広域連携の推進	①広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合による広域事務事業の推進、新たに共同化できる事務事業の調査・検討、関連施設の老朽化対策や維持・更新の検討 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の広域事務事業の推進 「八幡浜・大洲地方拠点都市地域基本計画」の見直し検討や定住自立圏構想などの検討
			5 市民サービスの向上、行政組織の体制強化	①市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 窓口サービス・公共施設の利便性促進など市民サービスの向上 ICTの積極的な活用による事務処理の簡素化・合理化
				②行政運営体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 市民目線の行政運営の徹底、職員の適正配置・職員数の適正化 地域と行政の連絡・調整強化に向けた庁内体制の整備 庁舎施設の適正な維持管理
				③行政職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 職場改善事業の展開、職員からの改善・改革提案制度の拡大・強化による職員一人一人の意識改革 職員の能力向上に向けた職員研修の充実、職員自らの自己研鑽の促進
			6 行財政改革の推進	①行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> P D C Aサイクルの行政改革の推進 「大洲市集中改革プラン」の適宜見直し、新たな課題への対応に関する集中改革プランへの反映 行政と市民との役割分担の明確化、市民参加のまちづくりの推進
				②財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事務効率の改善と迅速な滞納整理、公平公正な滞納処分の実施 市有財産の適正管理と有効活用、売り払い事務の推進 公正な競争の促進